

国土交通省独立行政法人評価委員会
海上災害防止センター分科会第3回議事録

平成16年6月23日(水) 18:30~20:15
於・合同庁舎3号館11階 海上保安庁会議室

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会第3回海上災害防止センター分科会を開催させていただきます。

本日は、遅い時間の開催となりまして失礼いたしました。

委員の皆様方には、御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議事進行につきまして、後ほど分科会長にお願いするまでの間、私が務めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいいたします。

【事務局】 それでは、まず初めに、海上保安庁警備救難部長より御挨拶を申し上げます。

【警備救難部長】 警備救難部長でございます。

本日は、分科会長を初めとする各委員の先生方におかれましては、お忙しい中、また、このような変則的な時間に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから私どもの海上保安業務に御理解と御協力を賜り、この場をおかりして厚くお礼申し上げます。

海上災害防止センターは、御承知のとおり、船舶からの油や有害液体物質の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合に、油の防除や消火活動などを全国の防災事業者を使って実施していること、平素はそのための備えとして機材の整備や訓練にいそしんでいることが最大の特徴であります。数多くある独立行政法人の中でも危機管理的な業務を行う特異な法人ではなかろうかと思っております。そういった意味でセンターは我が国の防災体制の一翼を担う組織であり、当庁といたしましても全面的にバックアップし、活用していきたいと考えております。

さて、今年度の分科会におきましては、センターが独立行政法人化して以来初の業績評価を行っていただくわけではありますが、これは独立行政法人としての重要な第一歩であると考えております。

正直申しまして、振り返ってみまするに、センターが認可法人時代においては、業

務運営について外部からの客観的な評価を受ける機会はなかったわけです。そういった意味で、本日の分科会において、センターにとって厳しい御指摘もあろうかと思いますが、合理的な業務実施体制の確立を目指していくことが重要と考えておりますので、よりよい方向へお導きいただきますよう、貴重な御意見を賜ればと思っております。

本日は、どうかよろしくお願いいいたします。

【事務局】 警備救難部長でございますが、この後別の予定が入っておりますので、退席をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【警備救難部長】 大変失礼ですが、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、本日の分科会でございますが、平成 15 年度の海上災害防止センターの財務諸表及び業務実績評価、役員給与規程の一部改正につきまして御審議をお願いするものでございます。

本日御出席いただきました委員の御紹介につきましては、まことに恐縮ではございますが、お手元に配付させていただきました座席表をもってかえさせていただきたいと思っております。

本日、杉山委員、藤野委員は御都合により御欠席ですが、8 名中 6 名の委員の御出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第 7 条に定める定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

また、本日は、独立行政法人海上災害防止センターの役員が出席しております。

本日の分科会の結果の取り扱いについてですが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則にのっとりまして、委員長の同意を得た上で分科会の議決をもって委員会の議決とするということにされておりますので、後日、木村委員長に報告、了承いただきまして、委員会の議決とすることとなります。

また、本日の会議の公開についてですが、議事次第の議題 1、議題 2 につきましては会議は公開としておりますが、議題 3 の業務実績の評価につきましては非公開としております。したがって、本日お配りした資料につきましても、原則は公表扱いとさせていただきますが、右肩に「対外非公開」と表示しておりますものは非公表とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議事録につきましては、これまでと同様、議事概要及び議事録を国土交通省のホームページで公表させていただきますが、業務実績の評価につきましては、議事概要には主な意見を掲載することとし、議事録につきましては発言者名を記載せずに公表す

ることとしておりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日お手元に配付してあります資料ですが、最初が「配布資料」というA4一枚紙でございます。その後座席表A4、1枚でございます。その後が委員名簿。同じくA4、1枚でございます。それと本日の議事次第でございます。

なお、議事次第の右肩の日にちが「6月18日」となっておりますが、「23日」の誤りでございますので、修正をよろしくお願ひいたします。

ダブルクリップでとめてありますが、本日の会議資料としまして資料1から資料4でございます。資料4が先ほど申し上げた対外非公表という資料でございます。あとは参考資料と海上災害防止センターの新しいパンフレットでございます。御確認をお願いいたします。

それでは、議事に進ませていただきます。議事進行につきましては、分科会長よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 それでは、本日の議題に入りたいと思ひます。

本日の議題は、お手元の議事次第にありますように、平成15年度の財務諸表の意見の聴取、役員給与と規程に関する審査、最後に平成15年度業務実績の評価、この三つでございます。まず初めに、議題1の平成15年度財務諸表についてという議題から入りたいと思ひますけれども、最初に事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

平成15年度の財務諸表についてですが、参考資料3をごらんいただきたいと思ひます。独立行政法人通則法の抜粋の条文になってございますが、38条の第1項によりまして、独立行政法人は事業年度の終了後3カ月以内に主務大臣に対しまして財務諸表を提出し、承認を受けなければならないことになってございます。さらに第2項で、主務大臣への報告に当たっては、当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を添付することとされております。

本日御審議いただく財務諸表についてですが、既に国土交通大臣あて提出をいただいております。財務諸表(資料1)の最後に添付してございますが、海上災害防止センターの監事及び会計監査人から、適法かつ適切であるとの意見をいただいております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、資料1につきまして、独立行政法人から説明をお願いいたします。

【センター】 ただいま事務局から説明がありましたとおり、財務諸表につきましては、通則法の38条第1項の規定によりまして、貸借対照表、損益計算書、利益の処分または損失の処理に関する書類、附属明細書及びセンター省令の11条のキャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書となっております。

また、個別法であります、私どもは「海防法」と略称しておりますが、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定によりまして防災措置業務とその他業務とを区分経理することとされておりました、それぞれの勘定ごとの財務諸表と法人全体の財務諸表、三本立てになってございます。

まず、防災措置業務勘定の財務諸表から御説明いたします。

1ページの貸借対照表でございますが、海防法42条28の出資金、下の方の資本の部にございますが、4億9,000万円弱。政府出資、民間出資合わせてあるわけですが、この出資金は、いわゆる1号業務及び2号業務に関する基金に充てるとされておりますため、全額当勘定に属することになっております。

このほか、財団法人日本船舶振興会、略称「日本財団」と申しておりますが、日本財団からの民間出せん金も、約6億5,000万円ございますが、当該基金に充てることとされておりました、これらは通則法47条1号の地方債等で運用しておりました、独立行政法人会計基準によりまして有価証券及び投資有価証券として区分されております。この勘定の資産は、このほか平成9年のナホトカ号流出油災害の後、同様の大規模流出油災害に備えまして取得した大型油回収装置、いわゆる外洋型の油回収装置1基がございます。この装置取得に当たりまして、政府補助金と日本財団の助成金が交付されておりました、会計基準により資産見返負債を計上しております。

次に2ページの損益計算書でございますが、収益につきましては、運営費交付金はありません、すべて自己収入で賄っております。ただし、当期においては、油流出事故にかかわる、いわゆる1号・2号業務はございませんでしたので、これに係る収益及び費用はゼロでございます。

その他の収益といたしまして、国家石油備蓄基地周辺海域における防災基本業務の受託業務収入、また、契約防災措置実施者訓練に対する日本財団の助成金の寄付金収益、投資有価証券等の受取利息等で、経常収益は約1億1,600万円ございました。

対しまして、国備用資機材保守管理費、大型油回収装置の減価償却費、防災部業務

課及び支所の職員給与等の業務費が1億900万円、事務所借料、役員等の給与の一般管理費のうちセンター省令に基づき国交大臣の承認を受けて定めた共通経費配賦基準による当勘定配賦額が当期の6カ月分2,800万円で、経常費用は1億3,700万円でございます。

このほか、固定資産除却損、引っ越しの際に不用になったもの等でございますが、これを差し引き、当勘定は当期約2,000万円の損失となりまして、15年度収支計画どおりとなっております。

3ページ。当該損失は、損失の処理に関する書類(案)のとおり、通則法によりまして、積立金を取り崩し、整理することとされております。

4ページのキャッシュ・フロー計算書でございますが、業務活動により約2,400万円の資金の減少となったほか、旧センターから独法に移行するに際しまして、海防法改正法の附則による民間出資金の一部払戻金約400万円等によりまして、期末の資金残高は約2億1,200万円で、当面の運転資金は確保されてございます。

次に5ページでございますが、行政サービス実施コスト計算書でございます。業務費用に引当外退職給付増加見積額及び政府出資の機会費用を加えまして、行政サービス実施コストは約2,600万円でございます。

以上が防災措置勘定の財務諸表でございます。

次に9ページに入ります。その他勘定の財務諸表でございます。

最初の貸借対照表ですが、資本金は、述べてきましたとおり、すべて防災措置業務勘定に属しておりますので、当勘定はゼロであります。かわりに訓練業務及び調査研究業務のそれぞれ財産的基礎に充てる目的の民間出せん金を会計基準により資本剰余金として約14億円計上いたしております。これらは防災基金と同様に資産の部の有価証券及び投資有価証券で運用しております。

その他の資産といたしましては、建物及び構築物が横須賀にあります訓練用の研修所と第二海保の施設、機械装置が機材業務用の油回収装置、船舶が消防船業務用の消防船等となっております。これらの資産につきましても、日本財団助成金等の相当額を資産見返寄附金に計上いたしております。

また、機材業務の油回収装置取得のため、平成13年度及び14年度に長期借入れを行っております。

10ページの損益計算書でございますが、当勘定もすべて自己収入で賄っております。機材業務の証明書発行料の収入、消防船業務の民間分担金収入、訓練業務の受講者負

担金収入と施設利用収入、調査研究業務の受託業務収入のほかに、訓練業務及び調査研究業務に対する日本海事財団の補助金及び日本財団助成金による寄附金収益、投資有価証券等の受取利息等によりまして、経常収益は約 6 億 4,100 万円でございます。

対しまして機材業務の資機材の倉庫料、消防船業務の定期用船料、各業務用固定資産の減価償却費等による業務費が 5 億 500 万円で、一般管理費の当勘定配賦額 9,900 万円、機材業務の長期借入金支払利息の財務費用 200 万円によりまして、経常費用は約 6 億 700 万円でございます。

このほか固定資産除却損を差し引き、当勘定の税引き前の当期利益は約 3,300 万円でございます。

当センターの業務のうち、その他勘定の機材業務のみが収益事業でありまして、法人税、住民税及び事業税等により、その他業務勘定の当期総利益は 1,800 万円で、15 年度収支計画は 3,800 万円の当期総損失を見込んでおりましたが、自己収入の確保等により良好な結果になっております。

当該利益は、11 ページの利益の処理に関する書類（案）のとおり、全額を通則法 4 条 1 項の積立金として整理し、いわゆる目的積立金としての大蔵承認を受けようとする額はございませんでした。

次にキャッシュ・フロー計算書。12 ページでございますが、業務活動により、資金増加約 1 億 2,500 万円、訓練業務の教材作成用パソコン取得等の投資活動による資金減約 500 万円、機材業務の長期借入金返済の財務活動による資金減 1,700 万円により、期末の資金残高は約 7 億 9,700 万円でございます。

続きまして、13 ページの行政サービス実施コスト計算書でございますが、自己収入等が損益計算上の費用を上回っておりますため、行政サービス実施コストはゼロであります。以上がその他勘定の財務諸表でございますが、最後に、法人単位の財務諸表、16 ページでございます。会計基準により、防災措置業務勘定の消費税等とその他業務勘定の還付消費税等を相殺消去の上作成しております。

最初に 17 ページの貸借対照表でございますが、法人全体で総資産は約 68 億 7,900 万円となっております。

次に 18 ページの損益計算書でございますが、先ほど来述べてきましたとおり、防災措置業務勘定の当期総損失約 2,000 万円と、その他業務勘定の当期総利益約 1,800 万円とによりまして、法人単位では当期は約 200 万円の総損失で、運営費交付金はございませんが、ほぼ損益ニュートラルの状況でございます。44 ページの一番下の欄にそ

の数字が掲載されてございます。会計基準により、法人単位の利益処分または損失の処理に関する書類はございません。

次に 19 ページのキャッシュ・フロー計算書でございますが、法人全体の資金期末残高は約 10 億 900 万円となっております。

続きまして行政サービス実施コスト計算書ですが、自己収入等及び法人税等及び国庫納付額が、損益計算書上の費用、引当外退職給付増加見積額及び機会費用より多くなっておりますため、行政サービス実施コストはゼロでございました。

以上が財務諸表の概要でございますが、これらにつきましては、通則法の規定によりまして、先ほど事務局から説明がありましたとおり、国交大臣から選任されました当法人の会計監査人の監査法人トーマツ及び監事の監査を受けておりまして、いずれも適正意見を頂戴しているところでございます。

また、当法人は、特殊法人等整理合理化計画で示されましたとおり、「運営費交付金を前提とせず、自立的な運営を図る」こととされております。その他業務勘定につきましては現在は何とか自立している状況にございますが、海防法に基づく長官指示のいわゆる 1 号業務、あるいは船主等原因者からの委託によります 2 号業務等の防災措置業務勘定は、国家石油備蓄基地に係ります受託業務収入が大幅に減少しておりますため財務状況が厳しくなっておりますので、足腰の維持も踏まえた上で、新たな収益の方策を検討することが喫緊の課題であると認識いたしております。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの財務諸表に関する御説明を踏まえて委員会の意見を出していただくということで、どなたからでも、今の財務諸表につきまして御意見がありましたらお出しいただきたいと思っております。

【委員】 質問をさせていただきます。内容についてどうということはないのですが、防災措置業務勘定とその他業務勘定というところで、関連するアイテムの中で同じ勘定科目がありますよね。その辺のところ、資料によりますと割り振ってあるというふうに書いておられますからそのとおりだと思いますが、どういう割り振り方をして分類しておられるんですか。

【センター】 共通経費と申しまして、事務所の賃借料でありますとか、役員と総務部の職員の給与でありますとか、そういった共通する部分につきましては、業務量とそれに従事する職員の人件費、そういったもので案分することになっておりまして、

1号・2号業務の防災措置勘定が全体の2割、その他勘定で8割賄うことになっています。その他勘定でも四つの経理区分がございまして、機材、消防船、調査研究、訓練の四つがありまして、8割の案分は、機材分が4割、消防船勘定が2割、訓練が14%、調査研究が6%という割合で現在は運用されております。とりあえず1期の間はそれで行くのですが、2期目は見直そうということになってございます。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【分科会長】 ほかに御意見、御質問でも結構ですけれども、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議題1につきましてはこれでということで、次に議題2に移りたいと思います。

【分科会長】 議題2は役員給与規程の一部改正についてということでありましてけれども、これも事務局からまず御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局から説明をさせていただきます。

役員給与規程の改正につきましては、資料2をごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、今般の改正の趣旨でございますが、一番上の「1 要旨」に書いてありますとおり、海上災害防止センターの主たる事務所が東京から横浜に移転したことによる特別調整手当の額の改正であります。

具体的には、その下、「2 改正概要」に記載してございますが、これまで基本給の12%が特別調整手当として支給されていたものを10%に引き下げるというものでございます。

本件につきましては、独立行政法人通則法に基づきまして、役員の報酬基準を変更したときには主務大臣に届け出ることとされておりまして、届け出を受けた主務大臣は評価委員会に通知することになっていることから報告をさせていただくものです。

なお、評価委員会は、役員報酬が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対して意見を申し出ることができることとされておりまして、

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、第2の議題であります役員給与規程の変更につきまして御意見をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

変更の根拠は、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用する形で決められて

いると。額ですね。そういうふうに理解してよろしいわけですね。

【事務局】 そうでございます。

【分科会長】 いかがでしょうか。

この変更、特に大臣に対して意見はないということでもよろしゅうございますか、この委員会としては。

〔「異議なし」の声あり〕

【分科会長】 では、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に入るわけですが、これから先の議題につきましては非公開という形になりますので、恐れ入りますけれども、傍聴の方々は御退席をお願いしたいと思います。

〔傍聴者退席〕

【分科会長】 それでは、議題3に入りたいと思いますけれど、議題3は平成15年度業務実績評価であります。

評価につきましては、お手元の参考資料1にありますように、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本指針に従って行うということになります。

評価の方法ですが、資料4として評価シートというものが配付されておりますので、それをごらんいただきたいと思います。

これらの詳細につきましては後ほど事務局に説明をお願いしたいと思いますけれども、資料3の業務実績報告書の内容をもとに、それぞれの項目につきまして、業務改善が必要であるという評価になりますと0点、特にすぐれた実施状況に当たるというのは3点ということで、4段階で評価をしていくことになります。

認定の方法につきましては、これは私からの提案なのですが、本日各委員の方々からお出しいただいた意見等を踏まえまして、評価シートの分科会長試案というものを作成させていただき、それを次回の分科会において提案して、これをもとに御議論いただいて分科会としての評価結果を取りまとめたいと考えておりますが、そのようなやり方で行ってよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

【分科会長】 では、そのようなやり方でやらせていただくことにいたします。

それでは、資料4につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、説明をさせていただきます。

資料4の業務実績評価シートですが、この説明をさせていただく前に、業務実績評

価の方法について簡単に説明をさせていただきたいと思います。参考資料1をごらんいただきたいと思います。

これは、国土交通省関係の独立行政法人の評価についての基本方針といたしまして、国土交通省の全体の独立行政法人評価委員会で決定されたものでございます。

1ページの下から7行目でございますが、「独立行政法人評価委員会が業務実績を途中及び事後に評価し、その結果を法人自身の業務改善や主務大臣による新たな目標設定等へ反映させる」というものでございます。そのために評価を行うということでございます。2ページ目をあけていただきますと、評価の内容、趣旨、位置づけ、目的ということで表になっておりますが、評価は、左の中期目標評価と年度評価と大きく二つございます。3ページ目に参りまして、まず、中期目標評価とありますが、その具体的な評価の方法については、最後の段落のところ、各年度に行う年度評価の実施状況を踏まえて検討し、結論を得ることになっております。

次に、3ページの下にあります年度評価でございますが、これにつきましては、当該事業年度、今回で申しますと15年度における中期計画の実施状況の調査・分析を行って、法人が効率的、効果的に業務を行っているかどうかを評価するものでございます。評価の内容は業務運営評価と自主改善努力評価で構成されております。

評価の具体的な方法でございますけれども、5ページに参りまして、業務運営評価の個別項目ごとの認定につきまして、いい方から3点、2点、1点、0点と4段階の評点をつけるという趣旨となっております。

まず3点ですが、中期目標の達成に向けて特にすぐれた実施状況にあると認められるケースでございます。2点は、同じく目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるケース。1点は、おおむね着実な実施状況にあるケース。0点は、着実とは言えなくて、業務改善が必要というケースでございます。

なお、考え方といたしましては、計画どおりに業務が実施された場合2点となります。すなわち、2点がいわば満点でございます。3点はプラスアルファ的な、特別にすぐれている場合に与える点数という考え方をしてございます。

さらに、個別項目ごとの評点をもとに業務の実施状況全体についての判断を行います。5ページの下をごらんいただきたいのですが、各項目の評点をもとに、この数式により出された数値によりまして全体評価を行うものです。この数値が100%以上であれば「順調」と評価する。中でも130%以上につきましては「極めて順調」と評価いたします。逆に70%以上100%未満の場合を「概ね順調」、70%未満であれば「要

努力」, こういう4段階の評価をもって業務運営評価の総合評価をすることになってございます。

さらに、次の6ページをごらんいただきたいのですが、自主改善努力の判断を踏まえまして総合的に評定することとされております。

以上が国土交通省関係の独立行政法人の評価についての基本方針でございます。

それでは、次に業務実績評価シート。資料4に戻りまして説明をさせていただきますと思います。

このシートが平成15年度の海上災害防止センターの業務実績評価シートになります。表紙をめくっていただきますと、一番左の欄に中期計画、左から2番目の欄に平成15年度計画を記載しており、先ほど説明させていただいたとおり、各項目ごとに評点、評定理由、意見を記載していただくことになっております。

なお、このシートですけれども、この後説明される業務実績報告書、資料で申しますと3-1、3-2。特に3-2の表と対応してございます。この点、評価をいただく項目立て、項目の区切り方につきましても、きょう、ここで御審議をいただければと考えてございます。

評価シートの最後のページをごらんいただきたいのですが、ここで各項目の評点をもとに最終的に業務運営評価が行われ、さらに自主改善努力についての評価を行うことになっております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、資料3について独立行政法人から説明をお願いいたします。

【センター】 資料3にすべて記載されておりますが、この資料は煩雑でわかりにくいところがございますので、資料3-2で御説明をさせていただきます。

ごらんのとおり、左の欄から「中期目標」、「中期計画」、「15年度計画」とありまして、一番右の欄が「業務実績報告」でございます。

まず、中期目標で掲げられました「業務運営の効率化に関する事項」でございます。「組織運営の効率化」ということで、事業規模、事業実態の変化に応じて組織・機構・定員の見直しを行うとされ、「業務運営の効率化の推進」の中で、一般管理費につきま

しては、認可法人のときの最終年度、つまり 14 年度比で 13%程度相当額を削減するとされておりま。

これに対しまして中期計画は、その一環としまして、センターが出先機関として函館、佐世保、鹿児島 の 3 支所を配置しておりますが、これらの主要業務はすべて、国家石油備蓄会社からの受託業務としての防災資機材を積んでおります防災艇の維持管理及び訓練業務でございますが、平成 15 年度に国家石油備蓄会社が廃止されまして民間操業会社の設立に移行されております。今後、これに伴いまして防災艇の防災体制が見直されることとなりまして、支所の廃止も含めて組織・機構・定員の見直しを行うということでありま。一般管理費は、主たる事務所を移転させる等によりまして 13%をカットするということでございます。

15 年度計画は、国備基地の排出油防除資機材の維持体制を効率的な体制とするために、3 支所体制を検討し、見直しをする。一般管理費につきましても、借料削減のため事務所を移転するということでございます。

その実績でございますが、目標設定の考え方は、3 支所で行っている国備基地にかかわりま広域防災体制の維持管理、運用をより効率・効果的に行うための管理・運用体制を検討して、支所の配置等について見直しを行うという目標値を設定してございます。

実績値でありまが、防災艇方式は、艇も船でございますので、船のメンテの費用が相当かかります。艇を廃止しまして陸上保管方式にシフトいたしております。

訓練の見直しにつきましては後ほど御説明いたします。

組織の見直しにつきましては、16 年度当初で函館支所を既に廃止、4 月で実施済みでございます。

参考事項といたしまして、次のページでございますが、防災艇から陸上保管方式に昨年の 11 月に移行いたしてございます。九州北部・南部海域は佐世保、鹿児島 の支所によりまして引き続き業務を継続いたしますが、16 年度以降、訓練業務につきましては、本部職員が直接これを担当することといたしております。

業務運営効率化の推進でございますが、事務所借料カットのため、高田馬場にありました事務所を移転して効率化を図るという目標設定をいたしました。今年の 1 月に主たる事務所を高田馬場から中央区明石町に移転し、業務運営の現場業務的なものは横浜に移してございます。これで事務所借料は年換算で 1,425 万 2,000 円カットいたしてございます。

参考事項でございますが、今年の4月21日に海防法の改正がございまして、主たる事務所を神奈川県に変更いたしました。現在の横浜みなとみらいでございます。

次に事業費でございますが、防災費を除き、認可法人最終年度比で5%カットという目標が掲げられております。

中期計画は業務執行方法の改善等を通じて効率化を推進して5%カット程度とするということで、15年度計画は、国備基地の排出油防除資機材の維持体制の見直しを行うこととし、目標値設定の考え方は、国備基地が必要とします資機材の数量を検討して再配分を行うのにあわせて、防災艇方式を廃止し陸上管理方式にするということで事業費カットを設定してございます。実績値は、必要数量の見直しを行い再配分を実施しております。管理方式も防災艇から陸上保管に変更してございます。

また、訓練につきましても、従来の拡散防止を主眼とした訓練から、洋上回収措置・沿岸回収措置訓練をメインに訓練内容を移行してございます。これらによります事業費の削減は、15年度と比較いたしますと1,799万2,000円のカットでございます。

関係機関との連携強化でございますが、目標としまして民間会社、行政機関との密接な連携を図るとされておりまして、中期計画は、民間及び行政機関の知見を活用して効率的な運営をなささいということであります。

関係機関との連携強化の15年度計画は、水島、大分におきまして地区の関係者の協議会によります訓練が予定されておりましたため、これに当センターが参画する形で運用訓練を実施いたす計画といたしました。

目標値設定の考え方でございますが、海上防災という措置につきましては地域での関係者との連携が不可欠でございます。この連携を密にした運営を行うという設定をいたしました。実績値は、水島、大分での回収装置、オイルフェンス展張船を参加させた訓練を行っております。

参考事項といたしまして、この訓練終了後に研修会を実施いたしております。

次に(4)の「防災措置業務のより効率的・効果的な実施についての検討を行う。」という項目でございます。この項目が当センターの今後の運営について極めて重要なファクターという認識でございます。

この中期計画といたしまして、効率的、効果的な防災措置業務を実施するための検討を行うということで、15年度計画は、検討会を設置し素案の策定を行うとされております。目標設定の考え方でございますが、国の海上防災業務の一翼を担うセンターといたしましては、さらに危機管理を的確に実施するため、第2期以降のセンター

の実施する防災措置業務をより効果的、効率的に実施するための方策について、関係機関とで検討会を開催して協議し、素案の策定を行うという設定をいたしました。

当該年度及び次年度以降の見通しでございますが、既存業務の見直しといたしまして、国備基地の防災資機材維持体制の見直し、センター支所の廃止、資機材の陸上保管への変更、訓練実施方法の変更を行ってございます。これは既に報告したとおりでございます。また、油回収装置を配備している全国 10 基地のうち、横須賀、姫路の 2 基地について、油回収から最終処分までの一貫システムのマニュアル化を実施してございます。

次に、排出油の集油について、従来の本船と補助船 2 隻による回収方式に加えまして、1 隻で舷側からアウトリガーというネット、フェンス等を支持する棒を改良型にいたしまして効率的な集油をいたしました。これについては自主改善努力の項で説明いたします。素案の策定でございますが、センターの防災措置業務の効果的、効率的な実施について、有害液体物質排出事故への対応体制を整えるための素案を策定し、あわせて流出油防除、海上火災消火について検討を開始いたしております。海上防災の中身といたしましては、HNS と言われております有害液体物質等への対応、油流出への対応、海上火災への対応の 3 点セットとなるため、それぞれの検討が必要でございます。

次年度以降の見通しにつきましては、センターの実施する防災措置業務を効果的、効率的に実施する方策について有識者を含めての検討を行うということで、既にこの検討委員会の準備を現在進めているところでございます。

参考事項といたしましては、有害液体物質につきましては、国際条約の発効も間近であるということ、また、油防除につきましては地域ごとにいわゆる緊急時計画を定めて資機材、防除体制の確立をあらかじめしておくなど、費用の増大を阻止して迅速な防除措置の実施を検討しております。

海上火災の消火につきましては、全国津々浦々にあります民間タグボート等の消防能力や消火能力を考慮した組織体制によりまして火災発生時の費用の増大を阻止するということを考えてございます。東京湾につきましては、御存じのとおり消防船 2 隻、当センターの 2 隻があるわけでございますが、ほかの場所についてはそういった体制ができていないわけでございます。

次に、中期目標、国民に提供するサービスその他の業務の質に関する事項でございます。機材につきましては、全国の 10 基地に油回収装置の運用システム、それから全

国の 33 基地に回収資機材があるわけですが、回収装置備付 10 基地の油回収してから最終処分に至るまでの一貫したシステムをつくることを考えておきまして、15 年度は、先ず東京湾の横須賀基地と瀬戸内海東部の姫路基地についてマニュアル化を行って関係者に事前周知するというところでございます。16 年度は残り 8 基地のマニュアル化を実施する予定でございます。

次に 6 ページ、契約防災措置実施者の能力向上でございますが、現在、159 の全国津々浦々のタグボートを持っている港運業者やサルベージ会社等と事前の契約をしておきまして、防災措置業務の発生したつど委託するシステムとなっております。これらの事業者の研修、訓練をやるようになっておりますが、15 年 6 月に監督職員 28 名の研修、訓練を実施いたしております。

巡回研修会につきましても、15 年度は茨城、岡山の 2 カ所で実施いたしておりますが、どちらも計画より多数の参加者を得ております。

次に 7 ページでございます。油回収資機材は全国 33 基地にございますが、これの定期点検を毎月実施いたしております。不良品等を発見した場合には更新するということをやっております。事故発生時の搬出・運用訓練も年 1 回実施いたしております。15 年度は 19 基地において搬出訓練を、運用訓練は 5 基地において実施いたしております。

次に 8 ページでございますが、海上防災訓練事業でございます。これの訓練の重点化を図るということで、タンカー乗組員に対する消防訓練等を実施いたしております。これも目標値を大幅に上回る受講者を研修いたすことができました。

訓練の実施につきまして、有効な訓練を行いなさいということに対しましては、おおむね一般的に良好な評価と史料されます、70%以上の参加者から良好な評価を得られるような設定をいたしております。アンケートの結果は、それぞれ 77%、86%等、良好な結果を得ておきまして、一部、聞きづらいとか見えづらいという意見につきましては資機材、教材の更新を図っております。

調査研究事業でございますが、HNS 等、先ほど来申し上げておりますが、有害液体物質のほか、危険物とか、毒物とか、いわゆるケミカル製品でございますが、これの事故対応策の研究、また、流出油事故対応のための複合的な防除手法に関する研究、油吸着マットにスギの皮を利用する研究等を実施いたしております。

次に 10 ページでございますが、調査研究の成果は、一般に普及するためにはインターネットが使用されておりますので、日本財団助成事業に関しましては、財団と協議

の上、ホームページにリンクして公開することといたしております。

次に国際協力事業でございます。東南アジア関係官庁の防災担当者、途上国の関係者を対象に、特にタンカールートに当たります東南アジア諸国からのODA事業としての訓練を、IMOのトレーニングカリキュラムに準拠した訓練コースを設定いたしまして、15年の10月実施しましたほか、16年の1月にはタイに現地派遣というような実績を残しております。

次に12ページでございます。有益な訓練実施のためにアンケート調査を実施いたしております。講義設備、状況については100%「よかった」ということとか、全般にいい評価を得ておりますが、受講者の100%が有益であったという評価につきましては、回答の設定にやや不適切なものがありましたので、これについては改善する予定でございます。

「財務内容の改善に関する事項」でございますが、「自己収入の確保」ということで、整理合理化計画におきまして、運営費交付金を前提とせず自立的運営を図るということでございますので、国備会社からの委託業務の継続あるいは石連等からの委託、また、訓練の受託等、現在も努力中ではありますが、これからも自己収入の確保を目指してこうした努力を継続してまいりたいと存じます。

短期借入金限度額でございますが、防災基金の範囲内ということで、防災基金が11億余ございますので11億円に設定しております。

14ページでございます。剰余金はありませんので予定はしておりません。

その他業務運営の重要事項といたしまして、消防船の定期中間検査、あるいは研修所のメンテ等、必要なものを実施していく予定でございます。

人事計画でございますが、「職員の適性に照らし、適切な部門に配置する」ということで、流出油事故、船舶火災に対応する防災業務、あるいは訓練、調査研究等の業務実施に当たりますは、船社や関係行政機関の専門的知見活用のため、これらの出身者を含めた適性人事配置を設定しております。現在18名の出向者の派遣を受けております。引き続き16年度以降もこのような体制で実施していく予定でございます。

人員計画につきましては、当初計画、年度末とも30人でございます。

自主改善努力でございますが、有害液体物質の対応体制の集約化ということで、現在5地区に配備しております有害液体物質(HNS)の対応資機材が老朽化しておりますので、東は横須賀、西は神戸、の2カ所に集約し、新式の資機材を導入したり、要員を航空機で資機材と一体的に派遣するというような体制を整備してござい

す。

16 ページでございます。消防船に新たに暗視双眼鏡、ナイトスコープと申しておりますが、夜でも見える双眼鏡によって夜間の防災対策に寄与するという大きな効果が見られます。また、消防船にパソコンを搭載いたしまして情報通信能力の向上、リアルタイムの危険物積載船の通航状況の把握等がこれによって可能になっております。

18 ページでございますが、「油回収装置を用いた油回収の効果的な運用」ということで、先ほども触れましたとおり、2 隻でやっておりました集油作業を、アウトリガーという舷側から張り出す棒を、軽量で持ち運びに便利のように改良いたしまして、1 隻で集油が可能な体制ができております。

19 ページ、最後でございますが、事業ごとの損益計算ということで、認可法人時代の4 勘定から現在5 勘定に分けておりまして、従来それぞれの損益が明確でなかったものが、独立採算でそれぞれの勘定を行う体制になっておりまして、運営状況の明確な把握が可能になってございます。ただ、これには経理関係の作業が多くなりますので、その労力の削減が今後の課題となっております。

説明が長くなりまして申しわけありませんでした。以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして意見を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

全体的に見ますと、当初立てた目標を達成しないという部分はないのでしょうか。

【センター】 ございません。

【委員】 一般管理費 13%程度の中期目標が出たんですけれども、今回は事務所の移転がありましたからよかったんですが、これから4 年半にわたって見ますと、そんなに削減できるところがあるのかなという感じがするんです。この辺はもう少しやってみてから、もう一回検討しなければいけないかもしれませんね。最初にどんと来てしまったわけだからやむを得ないところがありますけれども、その辺はどうですか。

【センター】 事務所の移転、これは当初の半年分でございますので、移行期に当たりまして、移転費用でありますとか、暫定的に明石町の事務所を設けたりということで、余り差が見られていないのですが、これから単年度ごとにやりますとその差は相当見えてくると思っておりますが、先生がおっしゃいますとおり、ほかの部分につきまして管理費のカットについて見直すこともこれからの課題と思っております。

【委員】 心配したのは、課題ではあるけれども、事業規模、事業の性格からいって

本当にできるのかなと危惧するんですよね。余り無理してしまうと大変だし、この5年間なら5年間で何か大きなことが起こってくると、それなりのことは対応しなければいけないですよね。そうすると、予想外の費用が当然出てくるだろうというときに、こういう形で実行しなければいけないところではあるんですけども、ざっくりばらんに言うと、これは余り拘泥しない方がいいかもしれないなど。余り甘くいっても困るし、そこは十分見ておかないと、数字合わせではないですからね。その点がもうちょっと別なところでそれぞれPRしなければいけないところがあるのかなという感じがしています。こういうことは評価委員会で言うてはいけないことかもしれませんが、どうもそんな感じがするので、意見だけ申し上げておきます。

【分科会長】 ほかに御意見。

【委員】 今の先生と同じことで確認を申し上げたいのですが、この資料の中に移転費の事務所の削減ということで金額が挙がっていますよね。それと同時に事業費につきましても削減されたということになっていまして、中期計画を見ますと14年度対比という形で出ていますから、その辺とのパーセンテージを見ると、5年計画なのか何年計画なのかわかりませんが、その辺の数字は単純にそれを計算すれば満足しているような感じになっている。これはそういう計算でいいんですか。

【センター】 現在の計画は、第1期につきましては何とか行ける見通しなのですが、2期以降の体制というのが大変問題でございまして、1期目の後半になりますと2期目の準備作業が出てまいりますので、ここ一両年中に何とか2期以降の見通しをつけなくてはならないという認識でございまして。

【委員】 今の問題との関連で、逆に厳しい話になるのかもわかりませんが、事務所移転というのは、分厚い方でいくと、5ページで法律改正によって移転することになった。すなわち法律マターなのではないでしょうか。法律改正があって移転することであったとするならば、法人の削減努力とは関係なく、与えられたものとして出てきてしまうのではないかという気がするんですけども。

【センター】 順序は逆でございまして、経営努力の一環として移転したわけでありまして。ただ、海防法上事務所を東京都に置くことと明記されておりましたので、神奈川県に置くという改正をしていただいたわけでございます。

【委員】 私はそこを誤解してございまして、法律が先にあって、だから移転したのかと思っていたんですけども、そうでなくて、移転が先行して、したがって法律を変えざるを得ないんだという話ですか。

【センター】 そのとおりでございます。

【委員】 それと同じような話になるんですけれども、三つの支所の配置云々というのは国家石油備蓄会社との絡みがあるようなんですけれども、この辺の絡みというのはどうなんでしょうか。例えばそれがなくなった結果ここが要らなくなってしまったということなのか、あるいはそれとは全く関係ないことなのかですね。

【センター】 業務の縮小というのは、旧石油公団も機構改革で石油・金属資源開発機構とか、独法化されたわけでございますが、それとの絡みで当センターが受託しておりました業務が大幅にカットされまして、それも1期中だけです、2期は約束できないとあらかじめ宣告されているわけでございます。防災措置勘定の主たる収益が旧石油公団からの委託経費で辛うじて保っていたということがございまして、先ほど申し上げましたように、2期以降、それに代替するような事業を打ち立てていかないと防災措置勘定は保たないということでございます。

【分科会長】 ほかに御意見ございますでしょうか。

【委員】 今のパーセンテージの問題なんですけれど、13%とか5%というのは一律決まっていることなので各法人の特徴や性格は生かせないという矛盾がございまして、これは多分そのうち全体で議論して改めることになるんだと思います。

そういうことも含めて言うと、これは提案なのですが、今のところいろいろ自主努力をされて、それに向かっている。場合によっては既に削減率を達成しているものもあるんですけれども、そのときに、の「達成しない理由及び次年度以降の見通し」というところで、達成してしまっているから「なし」とお書きになっているのは当然といえば当然なんです、中期計画という年度については、考えてみると、まだこれから随分長いわけで、ここで次年度以降の見通しで困難が予想されることとか、そういうこともちょっと書き込むと、そう言うとなんですけれども、いろいろな事態が発生したときに留保できるのではないかと。逆に、独法全体で一律でやっていることに對して各法人の事情を説明することにもなると思うので。

評価書というのは、一つは広報的な意味というか、こちらからいろいろな情報を出していくという重要な意味がありますから、受け身に、こうなっているからそれに対して忠実にお答えするというだけでなく、ここはもっとこうした方がいいのではないかと。そういうのも含めた方がいいのではないかと。思うんです。

そういう意味では、例えば2ページの(2)の[1]の次年度以降の見通しということで、とりあえずは達成しているけれども、今後、毎年事務所を移転するわけ

でもないですし、一般業務費の削減と一般管理費の削減にはある程度限界があるだろうとか、先ほど委員がおっしゃっていたように何か起こった場合の対応とか、そういうのを含めて、のところは1、2行ずつ書き込んでいくといいのかなという気がします。

これはぜひ逆に法人の方が実感としていろいろやられている上で、こういうことは対応してほしいという要望も含めて書かれるといいのではないかと考えていまして、見ると、みんな達成しているので「なし」なんですけど、ここをもうちょっと工夫すると逆にインパクトが出るのではないかと思いますので、御検討いただきたいと思いません。

【センター】 ありがとうございます。海保ともよく相談しまして、そのようにさせていただきたいと思えます。

【分科会長】 ほかにございますか。

【委員】 「財務内容の改善に関する事項」で、先ほどの話とも関連するだろうと思うのですが、自己収入源は求めなければいけないということでおっしゃっていました。それとの関連で、手元に持ってこなかったので申しわけないんですけども、防災措置業務勘定ですね。損益計算書で2,000万円程度の赤である。大体計画どおりだというお話があったと思うんですけども、その中身としては、防災受託業務収入、国または地方公共団体からというのがゼロの状態での実績なわけですね。このときの計画というのはどれくらい上げられていたのでしょうか。ゼロですか。年度計画。

ちなみに16年度計画、きょうお配りいただいたものを見ると1億5,000万くらい上がっているんですね、受託収入で。そのうち、この半期でいくと他からの8,000万ありますから、これを年度ベースにすると1億6,000くらいになるから、あるいはゼロだったのかもしれないんですけども。

【事務局】 事務局から御説明します。

防災措置業務勘定の15年度年度計画での経常収益、当初の予算でございますが、2億8,368万9,000円という形で上がってまして、今回経常収益1億1,600万円です。ほぼ倍で見積もっていた。そのかわり経常費用につきましても、今回1億3,700万円でございますが、3億5,000万円ということで、これもほぼ倍ということで、差し引きしますと、今回当期損失が2,000万少しですが、2,200万、100万ちょっとということで、100万程度赤字が減ったという形ですが、ほぼ横ばいということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

そのときに、防災受託業務収入ですか。これは国、地方公共団体、その他という形での計画、そこまではまだブレークダウンされていない計画ですか。

【事務局】 中期目標、計画をつくります段階で、過去の平均の出動件数で計算をしておりますので、最近そもそも1、2号の例がないということございまして、そんなに大きな数でははじいておりません。1件、2件受けるような形でしか計算しておりません。

【委員】 というのは、新たな財源といいますか、収益源。自己収入努力をされるというお話ですけれども、事の性格上、待ちの部分が随分多いのではないかと思うんですよね。それで、先ほどおっしゃっていたように、そういう外的要因で収入減が既に明らかに見込まれるというときに、新たな収益源というのは、可能性というのはいかがなのでしょうか。

【センター】 3ページの防災措置業務の効率的、効果的な実施について検討を行うという、ここで、海上防災の主たる目的といいますか、一つは油の防除、二つ目は海上火災、三つ目は有害液体物質等のHNS対応。この三つがあるわけございまして、この全体のそれぞれの仕組みについて、今年度、目下立ち上げを準備中の検討委員会におきまして、センターとしてそれぞれの対応体制なりの腹案は持っておるわけございしますが、そういったものをこの委員会で御検討いただいて、それをもとにしてセンターが進むべき方策をこれから模索してまいりたいと考えております。

【委員】 どうもありがとうございました。

【分科会長】 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、第3の議題につきましても御意見が出尽くしたということで、これ以上特段の御意見がないということでありますと、本日いただきました意見を踏まえまして、先ほど御承認いただいたように、評価シートにつきまして分科会長試案というものを作成いたしまして、次回にその試案を提出して、さらにこの委員会における検討をお願いするという順序で今後審議を進めていきたいと思っております。

【分科会長】 最後に、次回の分科会ですけれども、日程等につきまして事務局からお願いいたします。

【事務局】 次回の分科会でございますが、7月30日金曜日の午前10時から、場所は、同じ建物でございますが、4階の特別会議室で開催いたしたいと思っております。

なお、委員の皆様には、後日、開催の御案内を事務局から送付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 それでは、本日の審議はこれで終了ということにいたしたいと思いません。

最後に、事務局から何かございましたらお願いいたします。

【環境防災課長】 環境防災課長でございます。

本日は、どうもありがとうございました。

途中でもお話が出ましたように、今回初めてのこういう評価の方式でございまして、細かいところに拘泥するといえますか、一喜一憂するといつか、そういう傾向も出過ぎた嫌いがあるかなと、御指摘をいただきまして、そういう感じを受けました。この制度はこれからも続くわけでございますので、PRの面であるとか、今後のストーリーとか方向性も考えながら、見直すべきところは見直したいと考えております。

それでは、これをもちまして第3回の分科会を終了させていただきます。

本日は、遅い時間まで、どうもありがとうございました。

閉 会